

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区商業ファクタリング業務管理暫定弁法
【発布機関】中国(上海)自由貿易試験区管理委員会
【発布番号】中(滬)自貿管[2014]26号
【発布日】2014-02-21
【実施日】2014-02-21(有効期間 2年)
【時限性】現行有効
【効力等級】地方規範性文書
【全文】

中国(上海)自由貿易試験区商業ファクタリング業務管理暫定弁法

中(滬)自貿管[2014]26号

第一章 総則

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)における商業ファクタリング業務の健全な発展を奨励、促進し、自由貿易試験区内の信用サービス業の対外開放を拡大し、信用リスクを防止し、経営行為を規範化するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案の公布に関する国務院の通知」(国発[2013]38号)、「商業ファクタリング試行関連作業に関する商務部の通知」(商資函[2012]419号)、「商業ファクタリング試行実施方案に関する商務部の回答書簡」(商資函[2012]919号)、「商業ファクタリング業界管理作業の貫徹に関する商務部弁公庁の通知」(商弁秩函[2013]718号)、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」及び関連法律法規の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう商業ファクタリング業務とは、供給業者はファクタリング業者とのファクタリング協議書の締結を通じて、現在又は将来の売掛金をファクタリング業者に譲渡することで、融資を獲得し、又はファクタリング業者が提供する元帳管理、代金回収督促、貸倒保証などのサービスを受けることを指す。

商業ファクタリング業務とは、非銀行機構が従事するファクタリング業務を指す。

第三条 本弁法でいう商業ファクタリング業務に従事する企業とは、自由貿易試験区内に設立した内資、外資の商業ファクタリング企業及び主要業務と関連する商業ファクタリング業務を兼業する内資、外資のファイナンスリース会社を指す。金融リース会社の商業ファクタリング業務への従事は、金融業主管部門の要求に基づいて実施する。

中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「自由貿易試験区管理委員会」という)は、自由貿易試験区における商業ファクタリング業の主管部門である。

第四条 商業ファクタリング企業は、以下の条件を満たさなければならない。

(一)企業の投資者は、商業ファクタリング業務又は関連業種に従事した経歴を具備しなけれ

ばならない。

(二) 企業の投資者は、ファクタリング業務を実施するに相応しい資産規模と資金力を有し、健全なコーポレートガバナンス及び整備されたリスク内部統制制度を具備するものとし、直近に規則違反の処罰記録がない。

(三) 企業が設立申請を行う際には、金融分野での管理経験を有し、且つ不良信用記録のない高級管理職を2名以上配置しなければならない。

(四) 企業は会社形式で設立しなければならない。登録資本は5,000万人民元を下回らず、且つ全て貨幣形式で出資する。

(五) 整備された内部統制制度を具備しており、それにはリスク評価、業務手順、モニタリングなどの制度を含むが、これらに限らない。

(六) 商業ファクタリング業務を兼業するファイナンスリース会社は、上記条件を満たす以外にも、ファイナンスリース会社設立に関する規定にも合致しなければならない。

第五条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、以下の業務を実施することができる。

- (一) 輸出入ファクタリング業務。
- (二) 国内及びオフショアファクタリング業務。
- (三) 商業ファクタリング関連のコンサルティングサービス。
- (四) 許可を受けたその他の関連業務。

ファイナンスリース会社は、主要業務と関連する商業ファクタリング業務、即ちリース物件及びリース顧客と関連する上述の業務の兼業を申請することができる。

第六条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、以下の活動に従事してはならない。

- (一) 預金の吸収。
- (二) 貸付又は貸付の受託。
- (三) 商業ファクタリングと無関係の回収督促業務、債権取立業務への専従又は受託。
- (四) 投資の受託。
- (五) 国の規定で従事を禁じられたその他の活動。

第二章 設立と変更

第七条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立又は変更については、以下の手順に基づき手続きを行う。

(一)商業ファクタリング業務に従事する内資ファクタリング会社の新設、設立済みの内資ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業申請については、自由貿易試験区工商分局へ申請し、自由貿易試験区工商分局が自由貿易試験区管理委員会の意見を得た上で、登録登記手続きを行う。

(二)商業ファクタリング業務に従事する外資ファクタリング会社の新設については、初めに自由貿易試験区管理委員会へ申請し、自由貿易試験区管理委員会が発行する届出証明を取得した後に、自由貿易試験区工商分局にて登録登記手続きを行う。

(三)新設及び設立済みの外資ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業申請については、自由貿易試験区管理委員会へ申請し、自由貿易試験区管理委員会が許可文書を発行した後、企業は許可文書及び批准証書をもって工商部門にて登録登記手続きを行う。

第八条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立は、法定の申請資料を提出する以外にも、以下の資料を提出しなければならない。

- (一)リスク評価、モニタリングなどのリスクマネジメント制度の規定。
- (二)商業ファクタリング業務又は関連業種に従事した経歴を示す証明資料。
- (三)管理職及びリスクマネジメント部門職員の資格経歴証明。
- (四)各投資者の会計士事務所の監査を受けた直近一年の監査報告書。

第九条 ファイナンスリース会社が主要業務と関連する商業ファクタリング業務を兼業する以外の商業ファクタリング会社は、名称に「商業ファクタリング」の文字を加えなければならない。

第三章 資金管理

第十条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、銀行、非銀行金融機関及び株主からの借入、債券発行、再ファクタリングなどの適法ルートを通じて資金調達を行うことができ、資金調達の源泉は必ず国の関連法律、法規の規定に合致しなければならない。

リスクを防止し、経営の安全を保障するため、商業ファクタリング業務に従事する企業は信用リスク管理プラットフォーム開発作業を適切に行うものとし、企業のリスク資産は通常、純資産総額の10倍を超えてはならない。リスク資産は、企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた残余資産総額に基づき確定する。

第十一条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、必ず中国人民銀行与信センター売掛金質権設定登記公示システム上でオンライン登録を行い、経営過程において譲り受けた売掛金毎に当該システム上で登記を行った上、初期登記証憑を取得しなければならない。売掛金

に登記変更、抹消の状況が生じた場合、商業ファクタリング企業は速やかに当該システム上で登記を行った上、変更、抹消登記証憑を取得しなければならない。

第十二条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、自由貿易区内の国際的ファクタリング企業組織に加入済みの銀行に委託して受託銀行とした上で、当該銀行において商業ファクタリング運営資金の専用口座を開設しなければならない。商業ファクタリング業務に従事する企業は、専用口座を通じてしか日常の商業ファクタリング業務を実施することができない。

専用口座内の資金使用範囲及び要求は、自由貿易試験区の関連政策措置が明確にされた後に、改めて調整又は補充を行う。

第十三条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、受託銀行と資金管理協議書を締結し、双方の権利、義務及び責任を明確にしなければならない。

商業ファクタリング業務に従事する企業は、協議書締結後 5 業務日以内に自由貿易試験区管理委員会に対し協議書の副本、基本口座と専用口座に関する情報資料を申しなければならない。

受託銀行は、関連受託制度を自由貿易試験区管理委員会に申告した上、規定に従って商業ファクタリング業務に従事する企業の資金口座と口座内資金の使用状況に対する管理を行うものとする。

第十四条 受託銀行は、専任者を指定して商業ファクタリング企業の専用口座の資金管理と支払い決済、資料審査などの具体的な作業を行わせ、商業ファクタリング企業の融資、貸付、返済などの資金収支台帳を作成した上で、商業ファクタリング企業と定期的に照合を行うものとする。

受託銀行は、商業ファクタリング企業から管理費用を徴収することができ、費用基準は受託銀行と商業ファクタリング企業との間で自主的に取り決めることができるが、国の関連規定に違反してはならない。

第四章 経営監督管理とリスク防止

第十五条 商業ファクタリングに従事する企業は、規定に従って商務部商業ファクタリング業務情報システムにログインし情報登録を行わなければならない。登録内容には会社登録情報、高級管理職の資格、財務状況、業務実施状況、内部管理制度の構築状況などが含まれる。新規登録企業については、設立後 10 業務日以内に基本情報の登録を完了するものとし、以後、各月、各四半期の終了後 15 業務日以内に前月、前四半期の業務情報の登録を完了するものとする。情報登録状況は、商業ファクタリング会社のコンプライアンス評価の重要指標とする。

商業ファクタリングに従事する企業は、重大事項の報告作業を適切に行い、以下の事由が生じた後 5 業務日以内に、情報システムにログインし業界主管部門へ報告した上、業種主管部門

の監督検査実施に協力しなければならない。

- (一)持分比率が5%を超える主要株主の変動。
- (二)一筆の金額が純資産の5%を超える重大な関連会社間取引。
- (三)一筆の金額が純資産の10%を超える重大な債務。
- (四)一筆の金額が純資産の20%を超える偶発負債。
- (五)純資産の10%を超える重大な損失又は賠償責任。
- (六)董事長、総経理など的高级管理職の変動。
- (七)減資、合併、分割、解散及び破産の申請。
- (八)重大な係争中の訴訟、仲裁。

第十六条 商業ファクタリングに従事する企業は、有効なコーポレートガバナンスを構築し、内部統制機構を整備し、法に従った経営を行い、リスクを効果的に防止し、自主経営、自己管理、損益自己負担、リスク自己負担の実行を徹底しなければならない。

第十七条 商業ファクタリングに従事する企業が譲り受ける売掛金は、正常な支払期限内にあるものでなければならない。原則として譲り受けできない売掛金には以下のものが含まれる。

- (一)国の法律法規に違反し、無許可経営のため無効となった売掛金。
- (二)現在取引紛争が生じている売掛金。
- (三)販売不成立の場合返品可能と取り決めた上で形成された売掛金。
- (四)保証金類の売掛金。
- (五)債務相殺が生じるおそれのある売掛金。
- (六)譲渡済み又は担保が設定された売掛金。
- (七)第三者から代位権を主張された売掛金。
- (八)法律法規の規定又は当事者の取り決めで譲渡を禁じられている売掛金。
- (九)法的強制措置を講じられた売掛金。
- (十)その他の権利上の瑕疵が存在するおそれのある売掛金。

第十八条 商業ファクタリングに従事する企業が経営において規定に合致しない場合、是正を命じるものとする。状況が深刻な場合は関連部門が法に従って処罰し、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及する。

第十九条 自由貿易試験区管理委員会は、区内の商業ファクタリング業務に従事する企業の管理及び監督に責任を負った上、企業の制度構築、内部統制機構、適法経営、融資管理、口座設置などの状況に対し定期又は不定期に立入検査及びオフサイト検査を行う。

監督管理の必要に基づき、自由貿易試験区管理委員会は企業に対し個別資料の提供、又は董事、監事、高級管理職との監督管理に関する面談を求め、関連状況、問題について説明し是正するよう求める権利を有する。

受託銀行は、企業の資金運用を監督し、国の法律法規又は受託協議書に対する違反を発見した場合、実施を止めた上で直ちに自由貿易試験区管理委員会へ報告しなければならない。

第五章 附則

第二十条 本弁法の実施過程において国及び上海市が新规定を公布した場合、新规定に基づき改めて調整する。

第二十一条 本弁法は公布日から施行し、有効期間は2年とする。